

つくろう 強いお家!  
守ろう 大切な人!



## 耐震診断・耐震改修の補助制度を4月から拡充!

### 変更点

- ・補助対象建築物が「昭和56年5月31日以前」 → 「平成12年5月31日以前までに!」
- ・改修補助金が「40万円」 → 「最大100万円までに!」
- ・直近の「課税所得金額507万円」 → 「所得金額1,200万円以下の方までに!」

**1.補助対象** ○補助対象は、以下に掲げるすべての要件を満たす建物です。

#### 【耐震診断】

□平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により建築されたもので、現に居住されている住宅です。

#### 【耐震改修】

- 平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定により建築されたもので、現に居住されている木造住宅です。
- 耐震診断結果の数値が基準未満のものです。

## 2.補助金の額

#### 【耐震診断】

- 耐震診断に要した費用の10/11以内で5万円が限度額です。  
(自己負担額は概ね、5,000円が目安です。)

#### 【耐震改修】

- 耐震改修計画の作成、耐震改修工事に要する費用で100万円が限度額です。

## 3.受付期間

- 4月1日(月)～11月29日(金) (土・日・祝日は除く)

府内トップ!!  
100万円!!

